

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	0.02未満	-	-	-	-	-
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	-	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	-	-	-	-	-
	塩化水素	ppm	430	50	-	1.0未満	-	9.0	-	1.8	7.6	-	-	-	-	-
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	66	-	43	-	48	44	-	-	-	-	-
	採取日				-	5月26日	-	7月14日	-	9月3日	10月30日	-	-	-	-	-
	検査結果取得日				-	6月9日	-	8月19日	-	9月24日	11月13日	-	-	-	-	-
	採取場所				-	A系煙突	-	A系煙突	-	A系煙突	A系煙突	-	-	-	-	-
B系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	0.03未満	-	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	0.02未満	0.02未満	-	-
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	0.001	-	-	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	-	-
	塩化水素	ppm	430	50	3.3	-	-	1.8	-	2.6	-	12.0	4.0	-	-	-
	窒素酸化物	ppm	250	100	55	-	-	51	-	50	-	28	49	-	-	-
	採取日				-	4月21日	-	7月24日	-	9月3日	-	11月10日	12月26日	-	-	-
	検査結果取得日				-	5月13日	-	8月19日	-	9月24日	-	11月20日	2月13日	-	-	-
	採取場所				-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	B系煙突	-	-	-
C系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	0.02未満	-	0.03未満	-	0.02未満	-	0.03未満	-	0.02未満	-	-	-
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	0.001未満	-	-	-								
	塩化水素	ppm	430	50	1.7	-	17.0	-	1.0未満	-	6.2	-	1.1未満	-	-	-
	窒素酸化物	ppm	250	100	58	-	55	-	55	-	32	-	48	-	-	-
	採取日				-	4月21日	-	6月9日	-	8月22日	-	10月30日	-	12月18日	-	-
	検査結果取得日				-	5月13日	-	6月23日	-	9月22日	-	11月13日	-	2月13日	-	-
	採取場所				-	C系煙突	-	-								

* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	0.00045	-	-	-	-	-	-	-
	採取日				-	-	-	-	8月1日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日				-	-	-	-	9月29日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所				-	-	-	-	A系煙突	-	-	-	-	-	-	-
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	0.00044	-	-	-	-	-	-	-
	採取日				-	-	-	-	8月18日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日				-	-	-	-	9月29日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所				-	-	-	-	B系煙突	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	0.00025	-	-	-	-	-	-	-
	採取日				-	-	-	-	8月19日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日				-	-	-	-	9月29日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所				-	-	-	-	C系煙突	-	-	-	-	-	-	-

* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(別 紙)

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³N以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。